

宇和島市学習交流センター環境衛生管理基準

基本事項

宇和島市学習交流センターは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び同法施行令同法施行規則（以下「ビル管理法等」という）に基づく特定建築物となるため、指定管理者は、ビル管理法等に定める建築物環境衛生管理基準を遵守し、各種業務を適正に遂行する。

（１）建築物環境衛生管理技術者の選任

指定管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第5条の規定に基づき、建築物環境衛生管理技術者を１名選任し、当施設の維持管理がビル管理法等に基づき環境衛生上適正に行われるよう、下記項目について、業務全般を指揮監督する。

- ① 環境衛生管理業務計画の立案
- ② 建築物環境衛生管理基準に関する測定又は検査の評価
- ③ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査の実施
- ④ 帳簿書類の備え付け

1 空気環境の測定

（１）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第４条及び同施行規則第３条並びに同第３条の２の規定に基づき、空気環境測定を実施し、適切な空気環境衛生の管理を行う。

（２）実施回数は、２ヶ月に１回とする。

（３）測定ポイント数は、空調機の系統毎で下記のとおり実施するものとする。

- | | |
|----|------------------------------|
| 1階 | 4ポイント（多目的室・交流スペース・廊下1・自由工房） |
| 2階 | 4ポイント（会議室・調整室・地域資料コーナー・一般開架） |
| 3階 | 2ポイント（お話室・児童書架東） |
| 4階 | 3ポイント（相談室・多目的室・EVホール） |
| 外気 | 1ポイント |

（４）測定時間帯及び回数は、１ポイントにつき午前１０時及び午後３時の２回測定する。

（５）測定日の決定にあたっては、事前に各施設担当者の了解を得て実施するものとする。

（６）測定項目は、次のとおりとする。

ア．粉塵計による浮遊粉塵量（ただし、更正済みのものを使用）

- イ. 専用検知管方式による一酸化炭素（CO）含有率
 - ウ. 専用検知管方式による二酸化炭素（CO₂）含有率
 - エ. 0.5 度目盛の温度計による温度
 - オ. 0.5 度目盛の乾湿球湿度計による相対湿度
 - カ. 0.2 メートル毎秒以上の気流測定が可能な風測計による気流
- （7）測定終了後は、測定結果を速やかに教育委員会へ提出する。

2 衛生害虫等の防除

- （1）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び同施行規則第 4 条の 4 並びに同 4 条の 5 の規定に基づき適切な方法により、ねずみ他衛生害虫等の発生及び進入の防止ならびに駆除を行う。
- （2）実施回数は、年 2 回（6 月ごと）とする。ただし、建築物環境衛生管理技術者又は防除作業の責任者は、1 月に 1 回当施設の巡回点検調査を行い、その発生状況を把握し、状況に応じて随時駆除する。
- （3）駆除方法は、衛生害虫に関しては直接噴霧方式又はミスト方式等によるものとし、ねずみに関しては粘着テープ若しくは毒餌等を用いた駆除を行う。ただし、作業実施前には係員に対して駆除方法を事前に通告し、了解を得るものとし、作業実施中及び作業終了後は、人・機械器具・備品類等に害を及ぼさないよう万全の配慮をするものとする。
- （4）作業終了後は、実施報告書を速やかに教育委員会へ提出する。

3 飲料水貯水槽清掃点検

- （1）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 4 条及び同施行規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、1 年に 1 回、貯水槽の清掃点検を実施する。
- （2）作業員は、原則として実施責任者を含む 2 名以上とし、実施責任者は、建築物環境衛生管理技術者又は、貯水槽清掃作業監督者の免状を有し、十分な知識、技能、経験を持つ者とする。
- （3）作業員は常に健康に留意し、作業実施前に検便を受ける。なお、検便を受ける機関は、宇和島保健所とする。
- （4）作業員は水槽内に入る際、作業衣・ゴム長靴・手袋・器具等あらかじめ消毒済のものを着用する。
- （5）作業に使用する自動車、貯水槽用清掃機械及び機器は貯水槽専用とし、他の用途に使用しない。
- （6）作業実施にあたり、当該施設の貯水槽の使用状況を十分理解し、作業手順、

使用機器等を勘案し、捨水の節約、断水時間の短縮等を行うものとする。

(7) 作業手順は以下のとおりとする。

- ア. 槽内の照明をする。照明器具は、完全な防水・防爆型のものとする。
- イ. 水中ポンプ・残水处理機を入れ排水作業を行う。
- ウ. 槽内の換気をし、槽内排水終了後責任者が入槽し、清掃前の状態を写真に取る。
- エ. 高圧洗浄機で槽内の第1回目の洗浄を行う。
- オ. 洗浄開始と同時に残水处理機によって洗浄污水の排水作業を行う。
- カ. 第1回目の洗浄終了後、壁面、床面及び附属機器に付着している酸化鉄の除去と点検を行う。
- キ. 第2回目の洗浄を行い、同じく污水の完全な排水を行う。
- ク. 槽内に異物が有る場合は、完全に除去するとともに、器具等の置き忘れないよう点検、確認する。
- ケ. 次亜塩素酸ナトリウム100mg/L液を高圧洗浄機により槽内全面に散水し、第1回目の消毒を行う。
- コ. 第1回目消毒後30分後に第3回目の洗浄（仕上洗浄）を行い、残水を除去する。
- サ. 第2回目の消毒を行う。次亜塩素酸ナトリウム60mg/L液を使用して全面を消毒し、底部に溜まった薬液は残水处理機で排水する。
- シ. 30分間放置して滅菌を行う。
- ス. 貯水を開始し、貯水終了後、揚水ポンプの自動運転の作動状態及び各階への給水状態を確認し、槽内及び水栓末端の残留塩素濃度・色度・濁度・味・臭気を測定して終了する。

* 基準値：	① 残留塩素	0.2mg/L以上
	② 色 度	5度以下
	③ 濁 度	2度以下
	④ 味	異常でないこと
	⑤ 臭 気	異常でないこと

(8) 作業実施に当たり、事前に教育委員会に対して実施日及び作業手順を文書をもって提出し、了解を得る。

(9) 作業終了後は、作業報告書を速やかに教育委員会へ提出する。

4 飲料水及び雑用水に関する衛生管理

(1) 建築物環境衛生管理技術者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律

第4条及び同施行規則第4条並びに同第4条の2の規定に基づき、飲料水及び雑用水について適切な管理を実施する。

(2) 飲料水及び雑用水の残留塩素の検査

ア. 施行規則第4条及び同第4条の2に基づき、7日に1回実施する。

イ. 給水栓より採水、残留塩素測定器にて測定し、水に含まれる遊離残留塩素の含有率を、 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L ）以上に保持しなければならない。雑用水については、あわせて井水ろ過設備からも採水し、その場合の水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、 0.5 mg/L 以上に保持する。

ウ. 測定の結果は、毎月月報により教育委員会へ報告する。ただし、異常のある場合は直ちに報告するものとする。

(3) 飲料水の水質検査

ア. 施行規則第4条第1項第3号の規定に基づき、6ヶ月に1回実施する。

第1回目の水質検査については、毎年6月1日から9月30日までの間に実施するものとする。

イ. 給水栓より滅菌容器に採水し、検査機関において速やかに検査を行う。

ウ. 検査項目は次のとおりとする。

第1回目（28項目）		第2回目（16項目）	
①	一般細菌	①	一般細菌
②	大腸菌	②	大腸菌
③	鉛及びその化合物	③	鉛及びその化合物 ※
④	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	④	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
⑤	亜鉛及びその化合物	⑤	亜鉛及びその化合物 ※
⑥	鉄及びその化合物	⑥	鉄及びその化合物 ※
⑦	銅及びその化合物	⑦	銅及びその化合物 ※
⑧	塩化物イオン	⑧	塩化物イオン
⑨	蒸発残留物	⑨	蒸発残留物 ※
⑩	有機物	⑩	有機物
⑪	PH値	⑪	PH値
⑫	味	⑫	味
⑬	臭気	⑬	臭気
⑭	色度	⑭	色度
⑮	濁度	⑮	濁度
⑯	亜硝酸態窒素	⑯	亜硝酸態窒素
⑰	シアン化合物イオン及び塩化シアン		
⑱	塩素酸		
⑲	クロロ酢酸		
⑳	クロロホルム		
㉑	ジクロロ酢酸		
㉒	ジブロモクロロメタン		
㉓	臭素酸		
㉔	総トリハロメタン		
㉕	トリクロロ酢酸		
㉖	ブロモジクロロメタン		
㉗	ブロモホルム		
㉘	ホルムアルデヒド		
		備考 ※の項目は、第1回目に異常がないときは省略できる。	

エ. 検査の結果は、速やかに教育委員会へ提出する。

(4) 雑用水の水質検査

ア. 施行規則第4条の2の規定に基づく水質検査を、次のとおり実施する。

① ph値、臭気、外観 7日に1回

② 大腸菌、濁度 2ヶ月に1回

イ. 検査の結果は、①については月報により、②については検査後速やかに教育委員会へ報告する。ただし、異常のある場合は直ちに報告するものとする。

7 帳簿書類の保存

(1) 建築物環境衛生管理技術者は、各業務の測定・検査等結果書及び作業完了書を5年間保存するものとし、甲の要請により随時提出するものとする。